

白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所規程

（設置）

第1条 白梅学園大学及び白梅学園短期大学（以下「本学」という。）に、子ども学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

（目的）

第2条 研究所は本学の建学の精神に基づき子どもを取り巻く保育・教育・心理・福祉を始めとした諸問題に対して多角的に調査研究及び実践を行い、その成果を広く社会に示すとともに、地域社会への知的還元と支援、生涯学習を多様に展開して公共の利益に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 研究所は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）研究調査

- ① 個人研究、共同研究等、研究活動全般の推進
- ② 研究所を中心とした特定の課題研究の推進
- ③ 各種研究助成に関する情報の収集・発信、募集及び助成の推進

（2）地域連携

- ① 地域活動全般の推進
- ② 研究所を中心とした特定の地域課題を対象にした活動の推進
- ③ 地域課題解決型活動プロジェクトの募集及び助成の推進
- ④ 外部組織からの委託調査研究活動
- ⑤ 自治体及び産業界等との連携

（3）成果発信

- ① 研究会・講演会、公開講座及びシンポジウム、セミナーの企画・運営
- ② 研究・事業活動に係る成果の公表並びに成果物の刊行
- ③ 各種セミナー及び講演会等への講師の派遣
- ④ 子ども学に関する資料の収集及び保存

（4）その他、研究所の目的達成に必要な事業

（組織）

第4条 研究所の組織は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）所長

（2）副所長

- (3) 所員
- (4) 研究員
- (5) 相談役
- (6) 顧問
- (7) 事務担当職員
- (8) その他、所長が必要と認めた者

(所長)

第5条 所長は研究所の管理・運営を統括する。

- 2 所長は学長が任命する。
- 3 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、1回を限度とする。
- 4 所長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副所長)

第6条 副所長は所長を補佐するとともに次に掲げる職務をそれぞれ担当する。

- (1) 研究調査
- (2) 地域連携
- (3) 成果発信
- 2 副所長は所長が任命する。
- 3 副所長は各職務1名、任期を2年とし、再任を妨げない。ただし、1回を限度とする。
- 4 副所長に欠員が生じた場合は補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所員)

第7条 所員は第2条の目的に沿った調査・研究並びに活動に従事し、その成果を発表する。

- 2 所員は本学の専任教員全員をもってこれにあてる。
- 3 所員の中から運営委員3名を選出し、研究所運営にあたる。

(運営委員)

第8条 運営委員は各副所長を補佐するとともに次に掲げる職務をそれぞれ担当する。

- (1) 研究調査
- (2) 地域連携
- (3) 成果発信
- 2 運営委員は各事業の専門性を鑑み、運営会議の推薦を経て学長が任命する。

- 3 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、1回を限度とする。
- 4 運営委員に欠員が生じた場合は補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第9条 研究員は所員と共同して研究にあたる。

- 2 研究員に関して必要な事項は別に定める。

(相談役)

第10条 相談役は所長の求めに応じ、研究所の運営並びに事業に関して助言等を行う。

2 相談役は学長が研究所に関し広くかつ高い識見を有する者を所長に推薦し、所長が委嘱する。

3 相談役の任期は推薦する学長の任期を超えない範囲において学長が定める。ただし、再任は妨げない。

- 4 相談役は無報酬とする。

(顧問)

第11条 顧問は研究所の事業について評価・改善に関する意見を述べ、調査・研究並びに活動の活性化に寄与する。

2 顧問は所長が次に掲げる基準に基づく候補者を推薦し、所員総会の議を経て委嘱する。

- (1) 大学の教育研究活動に従事し、豊富な経験を有する者
- (2) 地方自治体等における勤務経験を有し、地域活動に関し高い識見を有する者
- (3) 子どもに関連する産業界等における勤務経験を有する者

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 4 顧問に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(事務担当職員)

第12条 事務担当職員は研究所に関する事務業務を担当する。

(所員総会)

第13条 研究所に子ども学研究所所員総会（以下「所員総会」という。）を設け、年2回以上これを開催する。

2 所員総会は所長、副所長及び所員をもって構成する。

3 所長は必要に応じて前項の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 所員総会は所長が招集し、議長となる。

5 所員総会は所員の過半数の出席をもって成立し、議事は議長を除く所員の過半数の同

意によって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

6 所員総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 研究所の諸規則に関する事項
- (4) 顧問の委嘱に関する事項
- (5) その他、研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項

(運営会議)

第14条 研究所に子ども学研究所運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は所長、副所長、運営委員及び相談役をもって構成する。
- 3 所長は必要に応じて前項の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 運営会議は所長が招集し、議長となる。
- 5 運営会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は議長を除く構成員の過半数の同意によって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 運営会議は次の事項を審議決定する。

- (1) 調査研究に関する事項
- (2) 地域連携に関する事項
- (3) 研究・事業活動に係る成果の発信に関する事項
- (4) 予算編成に関する事項
- (5) 研究員の委嘱に関する事項
- (6) その他、研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項

(連絡会)

第15条 研究所に子ども学研究所連絡会（以下「連絡会」という。）を設け、年2回これを開催する。

- 2 連絡会は所長、副所長、運営委員、相談役及び顧問をもって構成する。
- 3 連絡会は所長が招集し、議長となる。
- 4 連絡会は次の事項を協議する。
- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 事業の評価・改善に関する事項
- (4) その他、研究所の運営に関して所長が認めた重要な事項

(編集委員会)

第16条 研究所に子ども学編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会に関する規程は別に定める。

(事業報告)

第17条 所長は毎年度、研究所の年報を作成し、学長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は所員総会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は2019（平成31）年4月1日から施行する。

2020（令和2）年4月1日付 改定 (2020年4月9日所員総会 承認)

2023（令和5）年4月13日付 改定 (2023年4月13日所員総会 承認)

2 この規程の施行に伴い、白梅学園大学教育・福祉研究センター及び白梅学園大学・白梅学園短期大学地域交流研究センターに関する諸規程は廃止する。

3 この規程の施行に伴い、白梅学園大学子ども学研究所規程（2007年4月1日施行）は廃止とし、白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所規程に統合する。

4 この規程の改定に伴い、「白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所運営委員の選出に関する申し合わせ」（2019年4月1日施行、2021年3月4日改定）は廃止とする。